

2025年度版

組合員なら保険料が

44%
割引!

ご両親の「万が一」に備える
子どもの学費を補償します。

pal*system オリジナル

ネット申込みはこちらから (3名以上のお子さまも一緒にお申込みできます!)



学費ほしょう保険 + 弁護士費用特約

月々**130円**で
弁護士費用特約を
付帯できます。

※弁護士費用特約のみの加入はできません。

学費ほしょう保険とは?

病気やケガで扶養者が亡くなられた場合、
授業料等の学資費用を

年間 **55万円**まで

入学金等の進学費用を
合計 **100万円**まで

補償する保険です。

弁護士費用特約とは?

もしこんなことがお子さまの身に起こったら…

弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いする特約です!

弁護士費用を1事故**300万円**まで補償!!

いじめ・
いやがらせ

SNSでの
誹ぼう中傷

ストーカー
被害

弁護士への

相談無料※

※付帯サービス(いじめ・いやがらせ・痴漢等ダイヤル)は無料です。
サービスの詳細や利用のフリーダイヤル等は二次元コードからご覧ください。

サービスの ご案内

自動セット

メディカルアシスト

● 緊急医療相談 ● 医療機関案内

デイリーサポート

● 法律・税務相談 ● 社会保険に関する相談

介護アシスト

● 電話介護相談 ● 各種サービス優待紹介



サービスの詳細や利用の
フリーダイヤル等は二次元
コードからご覧ください。

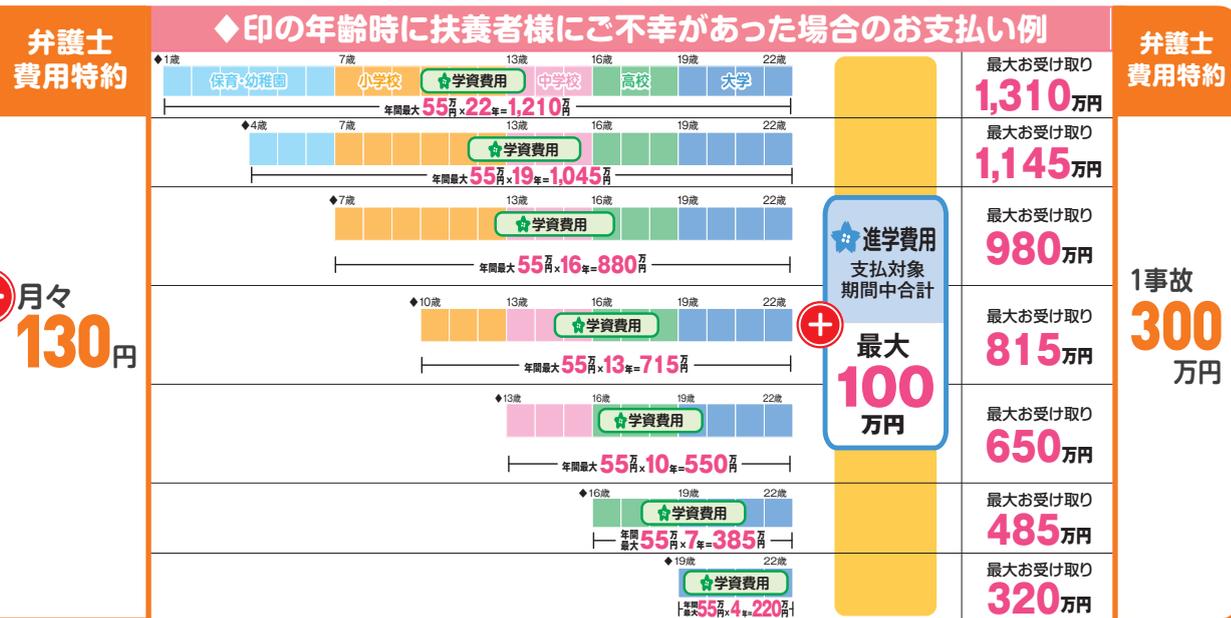
▼保険料とお支払例 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)セット

※1年更新型で4月1日時点でのお子様のご年齢により、コースが変わります。例えば、お子様が加入時4歳で幼稚園コース(710円)の方は、2年後は6歳の小学生低学年コース(1,020円)になります。
加入コース例 2025年4月1日時点で満6歳のお子様(2025年4月1日から小学校入学)→小学生低学年コース(加入依頼書コース欄S1タイプ)

2025年4月1日時点での
満年齢と学年でコースをお決めください。

コース	学業費用支払期間	月額保険料
乳幼児コース 目安のご年齢:0~2歳	23年	780円
幼稚園コース 目安のご年齢:3~5歳	19年	710円
小学生低学年 コース 目安のご年齢:6~8歳	16年	1,020円
小学生高学年 コース 目安のご年齢:9~11歳	13年	900円
中学生コース 目安のご年齢:12~14歳	10年	1,320円
高校生コース 目安のご年齢:15~17歳	7年	1,050円
大学生コース 目安のご年齢:18~22歳	4年	1,150円



※学業費用支払期間は、各コースの最低年齢で設定しています。お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはお問い合わせ先までご連絡ください。【保険期間:1年間、団体割引:30%、損害率による割引:20%、職種級別:A】※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。

【ご加入内容をご確認ください。】ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、2ページの「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

お問い合わせ

TEL **0120-201-342**

※音声案内が流れましたら「1」を押してください

営業時間
9:00~17:30
月~金

【取扱代理店】 パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部
〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目2-6 ラクアス東新宿6階
【団体契約者】 パルシステム共済生活協同組合連合会
【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
担当課 広域法人部 団体・協同組織室 [TEL]03-3515-4151

補償内容

扶養者に万が一のことがあった場合の補償

お子様の補償

弁護士費用特約(付帯した場合)

☆ 授業料等の学資費用

[学業費用補償特約(学資費用)・疾病による学業費用補償特約(学資費用)]扶養者の**病気による死亡**や、急激かつ偶然な外来の**事故(天災を含む)**による**死亡・重度後遺障害**の場合に、お子様の学資費用のご負担額を補償。
※ご負担した学資費用の実額をお支払いします。

年間 **55万円まで**
×支払対象期間

☆ 入学金等の進学費用

[学業費用補償特約(進学費用)・疾病による学業費用補償特約(進学費用)]扶養者の**病気による死亡**や、急激かつ偶然な外来の**事故(天災を含む)**による**死亡・重度後遺障害**の場合に、お子様の進学費用のご負担額を補償。
※ご負担した進学費用の実額をお支払いします。

学業費用支払対象期間中
合計 **100万円まで**

☆ お子様災害見舞金(死亡・後遺障害保険金)

[傷害補償基本特約]お子様の急激かつ偶然な外来の**事故による(天災を含む)死亡・後遺障害**。

10万円

☆ 弁護士費用特約(付帯した場合)

月々**130円**でお子さまの**生活リスクに備えられます!**
もしこんなことがお子さまの身に起こったら…**弁護士費用**または**法律相談費用**を負担したときに**保険金をお支払いする特約**です!

いじめ・いやがらせ

SNSでの誹り中傷

ストーカー被害

相談無料

1事故 **300万円まで**

※付帯サービス(いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル)は無料です。

Q&A 組合員の疑問にお答えします。

- Q.1 進学費用・学資費用ってどんな費用が支払われるの?**
A 進学費用とは、**入学金**、納付が義務づけられている**寄付金**などです。学資費用とは「**授業料**」「**教科書代**」「**施設設備費**」「**実験費**」「**実習費**」「**体育費**」など、**学校に納付し毎年必要となる費用および教材費**です。
- Q.2 加入対象となる学校って?**
A 「学校」とは学校教育法に定める次の学校^(※1)、外国大学日本校および児童福祉法に定める保育所などのことです。
(※1)幼稚園・小中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校(高等部)・大学・大学院・短期大学・専修学校・各種学校。
ご不明点は、パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部までお問い合わせください。
- Q.3 学資保険のような満期金やお祝い金はありますか?**
A ありません。この保険は扶養者に万が一のことがあった場合に保険金をお支払いする掛け捨ての保険となります。
- Q.4 健康告知不要とありますが、扶養者が既に被っている病気が原因で亡くなった場合も、進学費用や学資費用の保険金は支払われますか?**
A 既に被っている病気については、初年度の契約の補償開始日から1年間は支払対象外となります。なお、1年経過後は支払対象となります。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためです。お手数ですが、以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたり不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 □ 保険金額、免責金額(自己負担額)
- 保険期間 □ 保険料・保険料払込方法 □ 保険の対象となる方
- 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※ご不明な点については、必ずご確認ください。
- 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は右記のとおりです。

- 職種別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方
- 職種別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業従事者」、「漁業従事者」、「採掘・採石従事者」、「木・竹・草・つる製品製造従事者」(以上、6職種)
- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか? 特に「**保険金をお支払いしない主な場合**」、「**告知義務・通知義務等**」、「**補償の重複に関するご注意**」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているときは、補償範囲が重複することがあります。
*2 インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

【傷害補償(子ども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされているので、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒¹⁾を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
*1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
*1 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合 ● 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ● 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ● 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ● 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ● 脳疾患、疾病または心臓病等によって生じたケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ● 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ● ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・パラグライダー等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によってケガ ● オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に就いている間に生じた事故によってケガ ● 自転車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によってケガ ● うちうち症や腰痛等、医学的見解のないもの等

保険金をお支払いする主な場合 扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に進学費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度として、負担した進学費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

【学業費用補償特約】

扶養者¹⁾が、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間²⁾中に学資費用³⁾を負担した場合
▶ 支払対象期間を通じて学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の場合)
■ 両目が失明したもの ● 咀嚼および言語の機能を喪失したもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれます。
※ 保険の対象となる方はそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。
*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。
*3 以下の費用をいいます。
■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ● 学校⁴⁾の指示に基づいて学校⁴⁾に納付または業者から購入する教材費⁵⁾

*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等を含みます。
*5 制服代を含みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

マークのご説明	契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
	注意喚起情報	ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取り消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{※1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金を支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{※2}。

●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約
※1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
※2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ご加入者の加入部分^{※1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{※1}について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分^{※1}を解除することがありますのでご注意ください。

※1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

	生年月日	職業・職務 ^{※2}
傷害補償	★ ^{※1}	☆
弁護士費用	—	—

※すべての補償について「他の保険契約等^{※3}」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

- 子ども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- 新たな職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にごご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただくから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の方担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{※1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料が算出するも、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{※2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくあります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ※1 解約日以降に請求することがあります。
- ※2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業またはパルシステム共済生活協同組合連合会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報等、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記の以外には用いません。
- パルシステムグループとの共同利用 当会はパルシステムグループにおいて、より良いサービスを提供するために、個人情報等を共同利用します。(1)共同利用する個人情報の項目 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、アレルギー情報、購買情報、請求情報、出張情報、口座情報、苦情内容等 (2)共同利用する範囲 パルシステムグループ (3)共同利用する目的①各種サービスの提供②お問合せ、苦情等への対応③商品やサービスのご案内④商品の開発・改善やサービスの改善⑤各種サービスの契約、および維持管理等 (4)共同利用する個人情報の管理責任者の名称 パルシステム共済生活協同組合連合会

※パルシステムグループの範囲: https://www.palsystem-kyosai.coop/organization/kyousairen/privacy/index.html

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保

険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効となります。

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

- 自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等の取扱い
傷害補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻後の保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向とおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管をご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(ただしに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めた場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{※1}または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
- ※1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が当社にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社	
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 注意喚起情報	
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)	
 0570-022808 <通話料有料> 	IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間:平日 午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)	

(共同保険引受保険会社について)

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	98%
三井住友海上火災保険株式会社	2%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにご注意し、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内	
www.tokiomarine-nichido.co.jp	
事故受付センター(東京海上日動安心110番)	
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ	
 0120-720-110	受付時間:24時間365日
24T-001779 (2024年12月作成) 東京海上日動火災保険株式会社	

お申込みについてのご案内

※お様が職業に就いている場合は、パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部までご相談ください。

パルシステムグループ生協

<input type="checkbox"/> パルシステム東京	<input type="checkbox"/> パルシステム千葉	<input type="checkbox"/> パルシステム茨城 栃木	<input type="checkbox"/> パルシステム群馬	<input type="checkbox"/> パルシステム静岡
<input type="checkbox"/> パルシステム神奈川	<input type="checkbox"/> パルシステム埼玉	<input type="checkbox"/> パルシステム山梨 長野	<input type="checkbox"/> パルシステム福島	<input type="checkbox"/> パルシステム新潟ときめき

この保険は、パルシステム共済生活協同組合連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてパルシステム共済生活協同組合連合会が有します。

加入者となる方 組合員本人
 保険の対象となる方 組合員*としてご加入いただける方
 (学費ほしよ保険)
 ○組合員のお子様、兄弟、同居の親族で、満23歳以上かつ【学校の範囲】に定める学校に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)*。または保険期間の終了時点で年齢が満23歳未満の方で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
 (弁護士費用特約)
 ○組合員本人
 保険の対象となる方(被保険者)の範囲
 (学費ほしよ保険)
 (学費ほしよ保険)
 学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が未成年の場合はこの限りではありません。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方となります。
 (弁護士費用特約)

【保険の対象となる方(被保険者)について】における用語の解説
 (1)配偶者: 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)
 ①婚姻意思*1を有すること
 ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
 (2)親 族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
 (3)未 婚: これまでに婚姻届がないことをいいます。
 *1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

申込方法 加入依頼書に必要事項をご記入、ご署名のうえ、郵送でお送りください。配達担当者でも受付できます。
 [前年同等プランで更新される方] 今年度の募集パンフレットに記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります)。

※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
 ※2 【学校の範囲】学校教育法に定める次の学校または外国大学本校をいいます。
 ①高等学校(高等専門学校を含む)②大学(大学院および短期大学を含む)③特別支援学校の高等部④専修学校および各種学校 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方(留學生を含む)に限ります。

①ご本人*1	家族型	<input type="radio"/>
②ご本人*1の配偶者		<input type="radio"/>
③ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族		<input type="radio"/>
④ご本人*1またはその配偶者の別居のお子様		<input type="radio"/>

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
 ※2 【学校の範囲】学校教育法に定める次の学校または外国大学本校をいいます。
 ①高等学校(高等専門学校を含む)②大学(大学院および短期大学を含む)③特別支援学校の高等部④専修学校および各種学校 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方(留學生を含む)に限ります。

補償の開始日 加入依頼書をご提出いただいた月の翌々月の1日午前0時から始まり、補償開始月の翌月6日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が初回保険料の振替日となります。

※2025年2月末日までのお申込み受付は、4月1日午前0時補償開始となります。

保険料は口座振替で毎月6日 保険料は生協へ登録された口座から毎月6日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動振替いたします。

※振込用紙でお支払いの方は、振込用紙記載の期日(6日)までに、お振込みとなります。
 ※クレジットカードでのお支払いは、クレジットカード取扱会社が定める期日によりお支払いいただきます。

加入者票の送付について 加入者票は補償開始月前月末までにお送りください。

契約は自動更新 補償期間の終了はすべての加入について加入後最初に迎える4月1日の午後4時です。なお、更新時は、2026年4月1日の満年齢の保険料が適用されます。

契約の変更や解約をしたい場合 パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部までご連絡ください。必要な書類を郵送いたします。解約に伴う保険料の口座振替は、解約届出書がパルシステム共済生活協同組合連合会に届いた翌々月の6日までとなります。
 ※例: 9月末受付、11月1日までの補償、11月6日まで保険料引き落とし

生協を脱退される場合 この保険はパルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員以外にご利用いただけません。割り戻し等については、この保険は生協の割り戻しの対象にはなりません。また、満期返金はありません。
 保険金請求等に関するお問い合わせについて 東京海上日動火災に直接ご連絡いただきます。(詳細は加入者票送付時にご案内いたします。)
 ご注意 ご契約の内容に次のようなことが生じた場合は変更日より前に、パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部または東京海上日動火災へご連絡ください。

- 他の保険契約等(他の保険契約等とは全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約のことです。)があることを知ったとき。
- 組合員(申込者)が加入者票記載の住所を変更したとき。なおこの通知がなかったときは、東京海上日動火災に登録の住所に各種通知書類が送付されますのでご注意ください。
- その他、加入お申込み後、加入依頼書に記載された事項に変更が生じた場合。

その他重要事項について ●初回保険料が振替不能の場合、その翌月に初回と翌月分の保険料をあわせて2ヶ月分の振替えが出来ます。2ヶ月分の振替えが出来た場合、振替月の前々月1日に遡って補償が開始されます。2ヶ月連続して振替不能の場合はお申込みが不成立となります。●2回目以降の保険料が振替不能の場合は、翌2ヶ月分の保険料を振替えます。2回目以降の保険料が2ヶ月連続して振替不能となった場合、保険契約は失効となります。この場合は、2回目の振替不能日の月末に契約は失効します。
 ※振込で振込用紙記載の期日までに入金がない場合も、上記と同じ扱いとなります。



紙でのお申込みはこちら

学費ほしよ保険加入依頼書

パルシステム共済生活協同組合連合会 会中

私は、下記のとおり加入の申し込みをします。

記入日	0001	令和 年 月 日	0018	組合員番号	0002	保険期間	令和 年 月 日
氏名	フリガナ OA08	漢字 OW09	〒 0003	電話番号	0010	屋間の連絡先	0013 生年月日 0014 性別
フリガナ	OA04	漢字	0005	昭和 年 月 日	0013	昭和 年 月 日	男 女
フリガナ	OA05	漢字	0006	平成 年 月 日	0013	平成 年 月 日	男 女

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。
 ▼弁護士費用特約ご希望の方は、こちらにご記入ください。

費用特約	氏名	3103	3101	3108	3123	3109	3101	3201
弁護士	加入者と同じ氏名	1	加入者と同じ住所	1	加入者からみた続柄	本人	コース	あり
費用特約	加入者と同じ氏名	1	加入者と同じ住所	1	加入者からみた続柄	本人	コース	あり

▼各コースの該当箇所を○してください。令和7年4月1日時点での満年齢、学年でお選びください。

お申込みは加入依頼書をご提出いただくか、ネット申込みよりお手続きをお願いします。

フリガナ	1S04	漢字	1E05	加入者からみた続柄	1108	職業職務	1116	★他の保険契約等(※)	あり	現住所	フリガナ 1S11	漢字 1E14	1E15	希望のお取扱い	被保険者明細追加
フリガナ	2S04	漢字	2E05	加入者からみた続柄	2108	職業職務	2116	★他の保険契約等(※)	あり	現住所	フリガナ 2S11	漢字 2E14	2E15	希望のお取扱い	被保険者明細追加

★他の保険契約等 (※) 具体的な内容をご記入ください。 (※) 他保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

生協 担当 加入依頼書 受付日 年月日 共済 契約No. 企画番号 25000

記入見本

学費ほしよ保険加入依頼書

パルシステム共済生活協同組合連合会 会中

私は、下記のとおり加入の申し込みをします。

記入日	0001	令和 7 年 2 月 3 日	0018	組合員番号	0002	保険期間	令和 年 月 日
氏名	フリガナ OA08	漢字 OW09	〒 0003	電話番号	0010	屋間の連絡先	0120 - 201 - 342
フリガナ	OA04	漢字	0005	昭和 年 月 日	0013	昭和 年 月 日	男 女
フリガナ	OA05	漢字	0006	平成 2 年 4 月 1 日	0013	平成 2 年 4 月 1 日	男 女

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。
 ▼弁護士費用特約を付帯される場合はご記入ください。
 ▼弁護士費用特約ご希望の方は、こちらにご記入ください。

費用特約	氏名	3103	3101	3108	3123	3109	3101	3201
弁護士	加入者と同じ氏名	1	加入者と同じ住所	1	加入者からみた続柄	本人	コース	あり
費用特約	加入者と同じ氏名	1	加入者と同じ住所	1	加入者からみた続柄	本人	コース	あり

▼各コースの該当箇所を○してください。令和7年4月1日時点での満年齢、学年でお選びください。

【注意1】ご記入日を記載してください。【修正液・修正テープ等】はお使いになれませんのでご注意ください。
 【注意2】扶養者が組合員(加入者)と異なる場合は、必ずご記入ください。
 【注意3】他の保険契約の欄は、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約がある場合にご記入ください。
 【注意4】2025年4月1日時点での満年齢と学年でコースをご確認ください。
 ※誕生日が令和7年4月2日~令和8年4月1日の場合は「1歳」(NN)コースとなります。

フリガナ	1S04	漢字	1E05	加入者からみた続柄	1108	職業職務	1116	★他の保険契約等(※)	あり	現住所	フリガナ 1S11	漢字 1E14	1E15	希望のお取扱い	被保険者明細追加
フリガナ	2S04	漢字	2E05	加入者からみた続柄	2108	職業職務	2116	★他の保険契約等(※)	あり	現住所	フリガナ 2S11	漢字 2E14	2E15	希望のお取扱い	被保険者明細追加

★他の保険契約等 (※) 具体的な内容をご記入ください。 (※) 他保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

生協 担当 加入依頼書 受付日 年月日 共済 契約No. 企画番号 25000

※進学費用・学業費用は、扶養者欄にご指定の方に万が一のことがあった場合の保障となります。例)組合員→母、扶養者→父、の場合は、お父様の氏名をご記入ください。

1698790

料金受取人払郵便

新宿北局承認

4123

差出有効期間 2026年8月31日 まで

定形

受取人 131 東京都新宿区大久保2-2-6 ラクス東新宿6階

パルシステム 共済生活協同組合連合会 (学費ほしよ保険係) 行

加入依頼書の郵送方法

- ① 上面の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしかりと取り付けください。封筒は、郵送に差つかないものであれば、どんな封筒でもご利用いただけます。(最大サイズ120×235mm)
- ② その封筒の中に上面の「学費ほしよ保険加入依頼書」を折ってお入れください。
- ③ お手数ですが、封筒の裏にお名前とご住所をご記入ください。
- ④ 切手を貼らずにご郵送ください。

切手不要!